

こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書

今の日本は、「国民のこころの健康の危機」と言える状況にある。毎年3万人以上の方がみずから命を絶ち、320万人を超える人々、つまり国民の40人に1人以上が精神疾患のために医療機関を受診しているという数字が、そのことを象徴的にあらわしている。引きこもり・虐待・路上生活など緊急の社会問題の多くの背景にも、こころの健康の問題がある。

世界保健機関（WHO）は、病気が命を奪い生活を障害する程度をあらゆる総合指標（障害調整生命年（DALY））を開発し、政策における優先度の指標として提唱している。この世界標準の指標により、先進国において命と生活に最も影響するのは精神疾患であることが明らかになった。それに続くがんと循環器疾患と合わせて、精神疾患は三大疾患の一つと言える。欧米ではこの指標に基づいて国民の健康についての施策が進められているが、日本ではそうした重要度にふさわしい施策がとられていない。

2010年4月、このような事態を受け、当事者や介護者（家族）、サービス提供者、研究者等がともに集い、国民のこころの健康を推進するための精神保健医療改革の実現に向けて、そのあるべき改革の方向性について検討する「こころの健康政策構想会議」を発足させた。会議では、こころの健康の危機を克服し、安心して生活ができる社会、発展の活力のある社会を実現するためには、こころの健康を国の重要施策と位置づけ、総合的で長期的な政策を実行することが必要として、そうした施策の基盤となる、こころの健康を守り推進する法律（基本法）の制定を求めている。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、当事者、関係者の声を受け、三大疾患の一つである精神疾患の重要性にふさわしく、国民すべてを対象とした、こころの健康についての総合的で長期的な政策を保障する「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年12月20日

三鷹市議会議長 田 中 順 子